

## [事案 2024-375] 新契約取消等請求

・令和8年1月22日 裁定終了

### <事案の概要>

代理店の募集人の説明不足を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年9月に募集代理店を通じて契約した積立利率変動型終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料の返還を求めるとともに、慰謝料の支払いを求める。

- (1) 契約時に、代理店の募集人から、為替変動の仕組みや為替リスクについて説明を受けなかった。後日娘から、本契約に為替変動によるリスクがあること等を教えられ、とてもショックを受けた。
- (2) 募集人の募集行為は、高齢者ルールに従っていない。
- (3) 保険会社は、苦情申立てに対し、3か月近く放置し、自分が連絡をしても、既解決案件としてすぐに対応しなかった。また、募集人は、自分の意向に沿わないことを知りながら、他社の2つの保険を解約させ、為替リスクについての説明をしないまま、無理矢理ねじ曲げて募集人の思いどおりの本契約を締結させた。その他、保険会社および募集人の諸々の行為により、自分は精神的苦痛を被った。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 代理店の募集人は、本契約の説明時には、パンフレットと設計書を使用し、パンフレットに同梱の「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」にもとづき、本契約の内容や為替変動による死亡保険金や解約返戻金の減少のリスク等について説明し、申立人の理解を確認のうえ契約締結に至っている。
- (2) 募集人の募集行為は、高齢者ルールに反する不適切なものではない。
- (3) 当社の対応は、慰謝料が発生すると考えられるまでの不法行為とは言えず、当社の対応に契約違反と考えられるまでの瑕疵はないため、慰謝料の支払いには応じられない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、代理店の募集人に対して事情聴取を行った。申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。